

「あかり家プロジェクト」

会 則

第1条（名称）

このネットワークは、「あかり家プロジェクト」を通じて地域の空き家問題に取り組む不動産賃貸管理会社ネットワーク（以下、「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は地域の空き家にあかりを灯す「あかり家プロジェクト」を通じて、地域の空き家問題に取り組む不動産管理会社で構成される会員企業相互や他圏域の企業との交流・連携を深めるとともに、産業支援団体、行政が一体となって空き家問題とその対策また空き家の活用に関する実践的な活動を行い街の活性化を目指すものとする。

第3条（活動）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 地域の空き家問題に関する情報交換
- 2) 地域の空き家問題に関する分野別の研究会や勉強会
- 3) 一般公開ホームページの運営やシンポジウム等による普及啓発
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な活動
- 5) 空き家管理サービス「いえぱと！」（※1）ブランドの推進

（※1）「いえぱと！」商標登録番号 登録第 5654824 号

第4条（会員）

本会は、その趣旨及び第2条の目的を達成することに賛同する会員で構成される。

2. 会員の区分は次の通りとする

- 1) 本会員：地域において宅建業者登録を有し、不動産管理業を営営し、国土交通省賃貸住宅管理業者登録制度に登録もしくは登録予定の個人及び団体とする。本会員は総会における議決権を有する。
- 2) 賛助会員：不動産管理会社以外の協力企業とする。賛助会員は総会における議決権を有しない。

3. 本会会員は前項の区分に応じて第7条1項に規定する会費を納入する。

4. 本会会員は、第3条の活動を積極的に行う。

第5条（世話役）

本会はその運営にかかる事務管理を行うために世話役を置く。

2. 世話役は本会の設立発起人である株式会社平田不動産、株式会社ホームズとする。
3. 世話役代表は、世話役の互選により選出する。

第6条（事務局）

本会はその活動の事務処理業務等を行うために、事務局を設置する。

2. 事務局は株式会社平田不動産（所在地：小浜市四谷町9-18 平田不動産）内に置く。

第7条（会費）

本会会員の会費は、次の通りとする。

- 1) 本会員：入会金8万円、年会費3万円とする。年度途中から入会する場合は年会費を月割り2500円とする。
 - 2) 賛助会員：入会金3万円、年会費2万円とする。年度途中から入会する場合は年会費を月割り1660円とする。
2. 会費は、事務局を通じて本会から請求があったとき、入会金及び当該年度会費を一括にて支払うこととする。
 3. 一旦納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条（退会・除名）

退会を希望する会員は、事務局に申し出ることにより任意に退会できる。

2. 会員が会費を1年以上滞納した場合は、総会の議決を経て、退会したものとみなす。
3. 本会員が団体または法人を解散した場合は、退会したものとみなす。
4. 会員が本会の会則に違反し、本会の名誉を棄損し、本会の目的に著しく反し、または、公序良俗を乱す行為をした場合は、総会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

第9条（総会）

1. 総会はすべての本会員をもって構成する。
2. 総会は本会の最高意思決定機関とする。
3. 総会は各会計年度中に一回以上開催する。
4. 総会は世話役代表が招集する。
5. 総会は本会員総数の過半数の出席により成立する。なお、委任状による意思表示は出席とみなす。

6. 総会の議長は、出席している本会員の中から互選する。
7. 総会の決議は、出席している本会員（委任状による意思表示出席を含む）の過半数により成立する。
8. 総会は、前年度の活動報告・決算報告・監査報告、及び当該年度の活動計画・予算等の審議及び決議を行う(以下「定例総会」という。)。定例総会は、原則として会計年度の初期に開催する。
9. 定例総会において、本会員の中から第 11 条に規定する監査役を 1 名選出する。

第 10 条（会計）

本会の会計は、会費等の収入をもって充てる。

2. 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 11 条（監査）

本会に監査役を置く。

2. 監査役は、本会の会計を監査する。
3. 監査役は本会員の互選により毎年度 1 名を選出する。

第 12 条（守秘義務）

本会の活動を通じて知った情報等に対する守秘義務については、本会の守秘義務細則による。

第 13 条（会則の改正）

本会則の改正は、総会の決議をもって行う。

付則 2015 年 4 月 1 日から施行する。

守秘義務細則

第1条(目的)

「あかり家プロジェクト」（以下「本会」という。）の活動に関し、本会の会員が、空き家問題対策に関する様々な民間事業・活動についての情報交換や共同調査等を行い、相互に協力して本会の円滑な活動と地域の空き家問題に取り組む様々な活動について守秘義務細則（以下「本細則」という。）を定める。

第2条(守秘義務)

1. 会員及び世話役は、本会の活動上知り得た他の会員の営業上、技術上、その他一切の業務上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、当該他の会員の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示または漏洩してはならない。尚、退会後も上記の内容を適する。
2. 次の各号の何れかに該当する情報に関しては、会員及び世話役は守秘義務を負わない。
 - 1) 開示時点ですでに公知であった情報
 - 2) 開示時点で、すでに自己が保有していたことを証明できる情報
 - 3) 開示後に自己の責によらないで公知となった情報
 - 4) 開示後に正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - 5) 当該秘密情報とは無関係に、独自に自己が開発したことを証明できる情報
 - 6) 法令または裁判所の命令により、開示が強制されたもの
3. 共同調査等の活動に関し守秘義務契約が個別に必要な場合は、別途当事者間で締結するものとする。

第3条(知的財産権)

1. 会員及び世話役の全部または一部が、本会の活動を通じて共同開発等を行うことにより生じた知的財産権、技術ノウハウの帰属については、当該共同開発等を行った会員及び世話役の間で協議し決定する。
2. 会員及び世話役の一部が他の会員及び世話役のいずれかに対して、本会の活動に関し知的財産権、技術ノウハウ等の提供を希望する場合は、当該会員及び世話役の間で別途協議を行う。

第4条(損害賠償)

会員及び世話役は、本細則に違反したことにより本会または他の会員及び世話役に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

第5条(適用)

1. 新会員には、本会への入会手続きの完了と同時に自動的に本細則が適用されるものとする。

2. 会員の守秘義務は、本会からの退会手続きの完了した後も残存するものとする。
3. 世話役の守秘義務は、本会から離脱した後も残存するものとする。

第6条(協議)

会員および世話役は、本細則に定めのない事項または各条項につき疑義が生じた場合は、誠意を持ってその解決にあたるものとする。

付則 本細則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。